

## 陸上交通様式第3（日本産業規格A列4番）

樹企商第 号  
令和5年6月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 大樹町  
住 所 北海道広尾郡大樹町東本通33番地  
代表者氏名 町長 黒川 豊

## 地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

令和4年9月28日付け国総地第46号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日  
令和5年6月 日
- 変更箇所  
生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）13～15
- 変更理由  
市街地循環バスの利用者利便性確保の観点から、バリアフリー化されたEVのバス車両（小型）を購入予定であったが、EVのバス車両（小型）が未販売であることから本補助年度中の納車が困難となつたため

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。



# 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和4年6月23日

（名称）大樹町地域公共交通会議

<b>生活交通確保維持改善計画の名称</b>
大樹町地域内フィーダー系統確保維持計画
<b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b>
<p>大樹町内を運行する公共交通機関は、1987年に廃止となった国鉄広尾線の廃止代替路線として、帯広市と大樹町、広尾町を結ぶバス路線として、十勝バス（株）により広尾線が運行されている。このほか、大樹町独自に町民の生活移動の確保を目的に、町内各地区と市街地の道の駅を結ぶ路線として、ふれあいバス及び通院バス等を運行しているが、これら公共交通は、郊外部を中心に運行されており、市街地の多くは公共交通空白地域となっている。</p> <p>この問題点を解決すべく、令和3年5月に策定した「大樹町地域公共交通計画」では、「施策①：市街地の各種施設を回遊する「市街地循環バス」の運行」を掲げ、町民の生活移動の充実を行うことを目的に、市街地に立地している生活利便施設と市街地住宅街を繋ぐ、市街地循環バスの運行を行うものである。</p>
（大樹町地域公共交通計画 P62参照）
<b>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</b>
<b>（1）事業の目標</b>
<p>目標① 市街地循環バスの利用者数を1,500人以上とする。 目標② 公共交通カバー率を98.0%以上とする。 目標③ 公共交通に対する意見件数を10件以上とする。 目標④ 免許返納者数を30人以上とする。 目標⑤ クロスセクター効果を11,000千円程度とする。</p>
（大樹町地域公共交通計画 P74及び75参照）
<b>（2）事業の効果</b>
<p>・公共交通空白地域となっている市街地を循環する「市街地循環バス」を運行させることで、市街地に居住する高齢者等の町民の足の確保を行うとともに、市街地に外出する機会を創出することで、地域活性化に寄与することが期待される。</p>

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- 施策①：市街地の各種生活利便施設を回遊する市街地循環バスの運行（大樹町、交通事業者、会議）
- 施策④：道の駅における交通拠点機能の強化（大樹町、交通事業者、会議）
- 施策⑤：町内を運行する全ての公共交通を網羅した公共交通マップの作成・配布（大樹町、会議）
- 施策⑥：全町民を対象とした公共交通乗り方教室や試乗会の実施（大樹町、社会福祉協議会、その他関係組織、交通事業者、会議）
- 施策⑦：町民とともに検討し続ける公共交通利活用ワークショップの開催（大樹町、社会福祉協議会、その他関係組織、会議）
- 施策⑧：町民等が利用したくなる運賃施策の検討・実施（大樹町、社会福祉協議会、その他関係組織、会議）
- 施策⑨：町内小中学生を対象とした町内公共交通を考える機会の創出（大樹町、教育委員会、その他関係組織、会議）
- 施策⑪：大樹町地域公共交通会議の機能強化（大樹町、会議）

（大樹町地域公共交通計画 P62、P65～P70、P72参照）

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行に係る経費については、国庫補助金を差し引いた差額分を大樹町が負担する。

### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

大樹町

### 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

### 8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧  <b><u>【地域間幹線系統のみ】</u></b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  <b><u>【地域間幹線系統のみ】</u></b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性  <b><u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <b><u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></b></p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性  <b><u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></b></p>
<p>市街地循環バスは、市街地の公共交通空白地域に居住する町民の移動手段の確保を目的に、新規で運行を開始する路線である。一方で現在、町で保有する車両はバリアフリー化がされておらず、高齢者等の交通弱者が主な利用者と想定される当路線の特性を踏まえると、当該車両を活用し継続的に運行していくことは、利便性確保の観点から問題が生じる可能性がある。そこで、早期にバリアフリー化された小型車両を1台購入し、車両更新を行う必要がある。</p>
<p><b>【計画変更】</b>  <b>EVのバス車両（小型）が未販売であるため、本補助年度中の車両の取得を見送りとする。</b></p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <b><u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></b></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>目標① 市街地循環バスの利用者数を1,500人以上とする。      目標② 公共交通カバー率を98.0%以上とする。</p>
<p>(大樹町地域公共交通計画 P74及び75参照)</p>

## (2) 事業の効果

市街地の公共交通空白地域を運行する市街地循環バスを導入することで、大樹町市街地の高齢者に加え、子育て世代、大樹町に来訪する方の移動の足が確保される。加えて、大樹町は、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロの実現を目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しており、環境に配慮したバス車両の導入に向け、EVバス（小型バス）の導入を検討しており、地域住民等の生活の足の確保及び脱炭素に寄与する公共交通網を構築する。

### 【計画変更】

車両の取得を見送ったため該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付。

なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する市街地循環バスの車両の取得について、購入費用総額のうち、国庫補助金を差し引いた差額分を大樹町が負担することとしている。

### 【計画変更】

車両の取得を見送ったため該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

① 車両の代替による費用削減等の内容

※該当なし

② 代替車両を活用した利用促進策

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

## (2) 事業の効果

※該当なし

### 19. 貨客混載の導入に係る計画の概要

#### 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

### 20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

#### 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

### 21. 協議会の開催状況と主な議論

平成31年 3月20日（水）	平成30年度 第1回	会議立ち上げ及び自動運転実証実験内容の協議
令和2年 4月14日（火）	令和2年度 第1回	会議規約の変更及び計画策定の協議
令和2年12月 2日（水）	令和2年度 第2回	計画たき台及び実証運行計画たき台の協議
令和3年 1月12日（火）	令和2年度 第3回	事業評価
令和3年 3月19日（金）	令和2年度 第4回	実証運行結果の共有及び計画素案の協議
令和3年 4月19日（月）	令和3年度 第1回	計画素案の協議
令和3年 5月25日（火）	令和3年度 第2回	計画最終案の協議
令和3年 8月31日（火）	令和3年度 第3回	実証運行計画の協議
令和4年 3月30日（水）	令和3年度 第4回	実証運行結果の共有及び本格運行までのスケジュール確認
令和4年 5月 9日（月）	令和4年度 第1回	令和4年度事業計画案・予算案
令和4年 6月20日（月）	令和4年度 第2回	本格運行計画の協議及び計画の合意

### 22. 利用者等の意見の反映状況

本計画策定にあたり、令和元年度に北海道開発局と連携した自動運転実証実験を実施したほか、令和2年度、令和3年度に計3か月半の実証実験を行い、町民等の利用者からの改善に向けた聞き取りを実施してきた。

また、令和3年度に町民を対象とした町内交通に関する意見交換会を開催し、町内公共交通網の改善策の聞き取りを行ったほか、大樹町地域公共交通計画策定時には、施策の方向性を検討するにあたり、町民を対象としたアンケート調査のほか、町内公共交通利用者の利用者動向の把握、町内各世代を対象とした意見交換会を開催した。

これら各種調査結果を踏まえ、有償化及びフリー乗降区間の導入などによる市街地循環バスの運行計画を立案した。

23. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課
関係市区町村	大樹町 町長
交通事業者・交通施設管理者等	十勝バス（株） （有）雅交通 （有）大樹ハイヤー
地方運輸局	北海道運輸局帯広運輸支局
その他協議会が必要と認める者	道の駅コスモール大樹（大樹町商工会） 大樹町行政区長連絡協議会 社会福祉法人大樹町社会福祉協議会 十勝地区交通運輸産業労働組合協議会 北海道釧路方面広尾警察署 北海道開発局帯広開発建設部道路計画課 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部道路課 大樹町建設水道課 大樹町保健福祉課

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道広尾郡大樹町東本通33番地

(所 属) 大樹町 企画商工課

(氏 名) 係長 樋口直樹

(電 話) 01558-6-2113

(e-mail) higuchi@town.taiki.hokkaido.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。